

令和3年1月25日

保護者 様

県立西脇北高等学校
校長 中野 裕和

新型コロナウイルス感染症に関する出欠の取り扱いについて

寒冷の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、1月14日より本県に緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対して一層の取組みが行われています。

つきましては、体調が整わない場合は無理をせず、家庭で様子を見てくださいますようお願いいたします。また、本県に緊急事態宣言が発令されている期間については、ご家族の体調によっても出席停止になる場合がありますのでご注意ください。

出欠の取り扱いについては以下の通りです。大切な命を守るために、登校前の健康観察・検温など、ご家庭と学校とで力を合わせて感染予防対策に努めていきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、不明な点がございましたら担任までお問い合わせください。

	ケース	対応	出欠の 取り扱い
1	生徒の体調不良 (コロナ以外の原因がわかっているとき)	自宅で症状がなくなるまで休養 (適宜、医療機関を受診)	欠席
2	生徒に発熱等の風邪症状がある	必ず病院を受診し、医師の指示に従う	出席 停止
3	病院を受診し、念のため自宅療養を指示された	医師の指示により登校可能となるまで自宅療養	
4	生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した	医師の指示により登校可能(治癒)となるまで登校しない	
5	生徒が濃厚接触者になった	感染者と最後に接触した日から約2週間自宅待機(期間は専門機関の指示に従う)	
6	同居者が濃厚接触者になった	同居者のPCR検査の結果がでるまでは登校しない。陰性であっても同居家族に風邪症状(発熱・咳・腹痛等)がみられる場合は登校を控える	
7	同居者に風邪症状がある	同居者の症状の原因が判明するまで登校を控える (判明後、コロナ以外であれば登校する)	

★新型コロナウイルス健康相談コールセンター ☎078-362-9980

★兵庫県立西脇北高等学校 ☎0795-22-5850

